

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## —今号の目次—

- ・子ども・子育て支援新制度の実施（社会保障の充実分含む）に総額2兆4,487億円が確保  
—前年度比8.4%増…………… 1

## 子ども・子育て支援新制度の実施（社会保障の充実分含む）に 総額2兆4,487億円が確保—前年度比8.4%増

子ども・子育て支援新制度の実施（社会保障の充実分含む）には、総額で2兆4,487億円が確保され、前年度に比して8.4%の増となりました。

このうち、子どものための教育・保育給付は、7,928億円（28年度は6,500億円）に拡充され、保育士の待遇改善や幼児教育の段階的無償化等が、以下盛り込まれました。

### ・子どものための教育・保育給付【拡充】

《主な充実の内容》

#### ◇保育士等の待遇改善

- ▶ 平成28年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善（保育士平均+1.3%）を平成29年度の公定価格にも反映する。
- ▶ 民間保育所等に勤務する全ての職員を対象とした2%（月額6千円程度）の処遇改善に加えて、
- ▶ キャリアアップの仕組みを構築し、経験年数が概ね7年以上で、技能・経験を積んだ中堅職員に対して、月額4万円（園長及び主任保育士等を除く職員全体の概ね1/3を対象）経験年数が概ね3年以上で、技能・経験を積んだ職員に対して、月額5千円の追加的な処遇改善を実施する。

#### ◇幼児教育の段階的無償化等

- ▶ 市町村民税非課税世帯について、第2子の保育料を無償化とする。
- ▶ 年収360万円未満のひとり親世帯等について、第1子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減する。
- ▶ 1号認定子どもについて、年収約360万円未満相当世帯の保育料を軽減する。

子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」及び「質の向上」部分に着目すると、6,942億円が計上され、前年度から1,004億円の増となっています。

子ども・子育て支援における量及び質の充実（単位：億円）

事 項	平成29年度		平成28年度	
	公費	国費	公費	国費
子ども・子育て支援新制度の実施	6,526	2,985	5,593	2,519
社会的養護の充実	416	208	345	173
合 計	6,942	3,193	5,938	2,692

「量的拡充」と「質の改善」における「職員給与の改善」は、新制度施行時に「まずは3%」とされたものが「5%」まで改善が実現し、さらに人事院勧告に伴う改善（1.3%）及びキャリアアップの仕組みの導入による処遇改善（本ニュースNo.16-48 で既報）が図られます。また、保育士等の研修機会の確保のため、保育園等の公定価格における代替職員の配置に要する費用が拡充（保育士等1人当たり年間2日→年間3日）されます。

このほか、待機児童解消加速化プランに基づき、自治体の待機児童解消に向けた取組を支援する「保育対策総合支援事業」では、以下の新規事業・対象事業の拡充が行われます。

【新規】保育園等における業務集約化推進事業、保育人材就職支援事業、都市部における保育園への賃借料支援事業、保育利用支援事業（入園予約制）、医療的ケア児保育支援モデル事業、保育園等の事故防止の取組強化事業、保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業

【拡充】保育士・保育園支援センター設置運営事業、保育士宿舍借り上げ支援事業、民有地マッチング事業

主な新規事業及び対象事業の拡充の具体的内容は、以下のとおりです。

### 保育士宿舍借り上げ支援事業 **拡充**

【目的】保育士の就業継続支援として、保育士の宿舍を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することによって、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とする。

【実施主体】待機児童解消加速化プランに参加する市町村（特別区を含む）

【要求（拡充）内容】対象となる保育士について、採用された日から起算して5年以内の者という要件を設けていたが、この要件を緩和し、採用から10年以内の者まで事業の対象者を拡大する。

【補助率】国1/2 市町村（特別区含む）1/2

※保育園等の設置者が実施する場合は国1/2、市町村1/4、保育園等の設置者1/4

【補助単価】1人当たり月額82,000円（上限）

### 保育環境改善等事業 **拡充**

【事業概要】保育園において、障害児を受け入れるために必要な改修等、病児保育（体調不良時対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な経費の一部を助成する。

【実施主体】都道府県、市区町村

【拡充内容】保育環境改善等事業を拡充し、一時預かりの継続利用を実施するために必要な改修費及び放課後児童クラブにおける乳幼児の受入れに必要な設備等に要する費用を補助対象にする。

【補助率】国1/2 市区町村1/2

※一時預かり事業の継続利用及び放課後児童クラブにおける乳幼児の受入れの改修費・設備等の場合

【補助額】1施設当たり32,000千円

### サテライト型小規模保育事業の創設 **新規**

○ 小規模保育事業など、3歳未満の子どもの受け皿拡大を進める一方、当該子どもの3歳到達時における保育園等への接続が課題となっている。

- このため、「サテライト型小規模保育事業」を創設し、保育園等において3歳児以降の子どもの受入れを重点的に行い、小規模保育事業所等と積極的に接続を行った場合に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】市区町村 【補助率】国 1/2 市町村 1/2 【補助額】1カ所当たり 4,312千円

### 保育利用支援事業（予約制） 新規

【事業内容】0歳児期間に育児休業を取得した場合、職場復帰に向け、保育園に入園できるかどうかの不安を解消するため、

- ① 育児休業明けから保育園に入園する翌4月までの間における一時預かりやファミリー・サポート・センターなどの代替サービスの利用料を支援
- ② 当該保育園が予約制を導入するために必要な保育、予約児童が入園するまでの間の保護者からの相談、自治体との連絡調整等に対応するための**職員1人分の人件費を加算**

【実施主体】市町村 【補助率】国 1/2 市町村 1/2



### 医療的ケア児保育支援モデル事業 新規

【事業内容】医療的ケア児について、その保護者や児童が保育園利用を希望される場合に、受け入れることができる保育園の体制の整備を行う。

**医療的ケア児**…人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児。

地方公共団体において看護師を雇い上げた際の費用を補助し、医療的ケア児の受入れを行う保育園等に必要に応じて看護師を派遣する。

あわせて、医療的ケア児を受け入れるに当たって以下の取組を実施。

- ・ 保育士のたん吸引等を実施するための研修受講を支援する。(当該研修に係る代替職員の配置等)
- ・ 医療的ケア児受入れの際に、(研修受講済み)保育士を補助する保育士等の加配を行う 等

【実施主体】都道府県又は市町村

【補助率】国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/2

(市町村が実施する場合は、国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4)

平成 29 年度予算関連の資料は、以下 URL からご覧いただくことができます。

○内閣府：平成 29 年度予算（案）の概要

[http://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h29/yosan\\_gai\\_h29.pdf](http://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h29/yosan_gai_h29.pdf)

○平成 29 年度厚生労働省予算案の概要

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/17syokanyosan/index.html>

○平成 29 年度予算案の概要（雇用均等・児童家庭局）

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/17syokanyosan/gaiyou.html>

○厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課：平成 29 年度保育対策関係予算（案）の概要

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000123466.html>